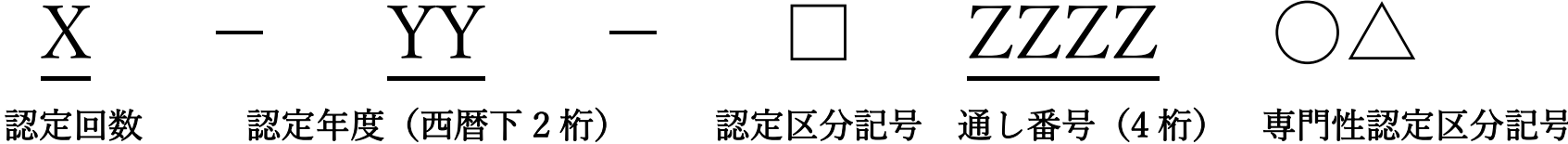


認定番号の付番方法



(感染性廃棄物がある場合付番)



○△専門性評価基準（感染性廃棄物）：専門性認定区分

※普通産廃の業の区分と特管の業の区分が同じ場合：Sのみ

※普通産廃の業の区分と特管の業の区分が異なる場合：△の記号から選択

□：認定区分記号

認定区分記号	認定区分	
A	産廃エキスパート	収集運搬業(積替え保管を除く)
B	産廃エキスパート	収集運搬業(積替え保管を含む)
C	産廃エキスパート	中間処理業
D	産廃プロフェッショナル	収集運搬業(積替え保管を除く)
E	産廃プロフェッショナル	収集運搬業(積替え保管を含む)
F	産廃プロフェッショナル	中間処理業

○の記号	△の記号	専門性認定区分	
S	A	産廃エキスパート	収集運搬業(積替え保管を除く)
	B	産廃エキスパート	収集運搬業(積替え保管を含む)
	D	産廃プロフェッショナル	収集運搬業(積替え保管を除く)
	E	産廃プロフェッショナル	収集運搬業(積替え保管を含む)